

地域医療構想調整会議の見直しに係る木曽医療圏の対応（案）について

1 構成員の見直し（案）

区 分	現 状	見直し（案）
座 長	木曽医師会長	木曽保健福祉事務所長
住民代表	木曽病院・木曽地域の医療を守る会の代表	継 続
	—	木曽郡町村議会議員の代表 (追加)
医療・保健関係者	木曽医師会（会長・副会長） 医療法人篠崎医院 木曽郡歯科医師会長 木曽薬剤師会長 長野県看護協会木曽支部長 木曽保健師会長 県立木曽病院長	継 続
福祉関係者	木曽郡町村社会福祉協議会 連絡会長	継 続
医療保険関係者	キッセイ健康保険組合	継 続
町 村	全6町村長	継 続
木曽広域連合	事務局長 広域消防本部 消防長	継 続
木曽地域振興局	—	局 長(追加:オブザーバー参加)

2 率直な意見交換の場

項 目	内 容
対応（案）	新たな会議体を設けず、正副連合長会議など既存会議を活用する。
理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・会議体乱立を防ぎ、関係者の負担を最小化できる。 ・木曽圏域では、木曽病院の分娩休止の議論の際に木曽病院長を含めた正副連合長会議での率直な意見交換が有効であった。

長野県木曽医療圏地域医療構想調整会議開催要綱

(趣旨)

第1 木曽医療圏における地域医療構想の策定及び実現に向けた取組について協議、検討するため、長野県木曽医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

(会議事項)

第2 調整会議構成員は、次の事項について、意見交換を行う。

- (1) 長野県地域医療構想の策定に関すること
- (2) 地域医療構想の達成の推進に関すること
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に盛り込む事業に関すること
- (4) その他必要と認められること

(構成)

第3 調整会議は、20人以内で構成する。

2 構成員には、医療関係者、関係団体の代表者、住民代表、医療保険者及び市町村長等の中から、木曽保健福祉事務所長が出席を依頼する。

(座長)

第4 調整会議に座長を置く。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、調整会議に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月20日から施行する。
- 2 調整会議は、「医療計画について」（医政発第0331第57号平成29年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）の「医療計画作成指針」による圏域連携会議を兼ねるものとする。